

# 栗原市奨学金

## 奨学生の手引き

—栗原市教育委員会—



## — 目 次 —

### 貸与の手引き篇

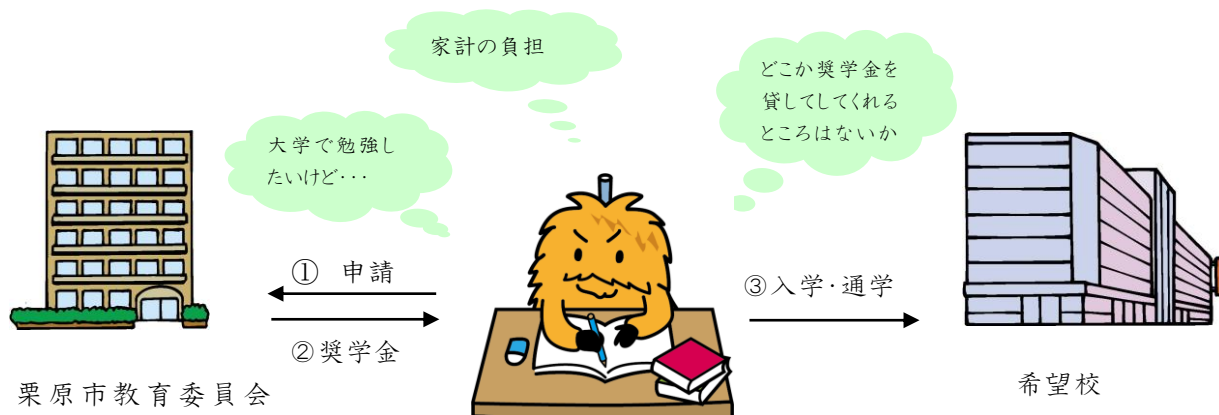
	(頁)
1 奨学金の目的について……………	1
2 奨学生の資格について……………	1
3 募集人員及び貸与上限額について……………	1
4 貸与期間について……………	2
5 申請手続きについて……………	2
6 採用方法について……………	3
7 貸与手続きについて……………	5
8 貸与方法について……………	5
9 貸与の取り消し・停止について……………	5
10 各種届出(貸与篇)について……………	6

### 償還の手引き篇

	(頁)
◎奨学金償還者の皆さんへ……………	7
1 償還方法について……………	8
2 各種届出(償還篇)について……………	9
◎よくある質問Q&A……………	9、10

## 1 奨学金の目的について

勉学する意欲がありながら、経済的な理由により修学することが困難な学生や生徒に対し、奨学金を貸与することで有能な人材を育成することを目的としています。



## 2 奨学生の資格について

学校教育法で定める高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)、短期大学、大学及び、東北職業能力開発大学校(本校)に在学しており、次のすべてに該当する方です。

- (1) 経済的理由により修学が困難であること
- (2) 心身ともに健康で、学業成績が優秀であること
- (3) 保護者(親権者または未成年後見人)が栗原市内に住所を有していること

※ 専門職大学は大学に、専門職短期大学は短期大学に含まれます。

※ 新入学時に関わらず、在籍途中でも奨学生となることができます。

※ **令和4年4月以降、新たに市奨学金の貸与を受ける方から、他の機関の奨学金と併用して、市奨学金の貸与を受けることができます。**

## 3 募集人数及び貸与上限額について

学校区分	貸与上限額	募集人数
高等学校、中等教育学校(後期課程)	月額 15,000円	20人程度
高等専門学校	月額 25,000円	
専修学校(高等課程・専門課程)		
大学、短期大学、東北職業能力開発大学校(本校)	月額 40,000円	

※ 新入学時に関わらず、在籍途中でも奨学生となることができます。

※ 奨学金は無利子です。

※ 貸与月額は、卒業まで申請時の金額で一定です。但し、経済状況が更に困難になったなど特別な理由がある場合には、上記貸与月額を上限に増額(減額)することができます。

## 4 貸与期間について

正規の修業年限(訓練課程)までとなります。ただし、前期課程・後期課程に区分された専門職大学は、それぞれの課程となります。

例えば、大学2年生に奨学生となった場合、貸与期間は3年間となります。

※更に上位の学校に進学するとしても正規の修業年限が終了となれば、貸与も終了となります。

## 5 申請手続きについて

奨学金の貸与を受けようとする方は、下記の書類を栗原市教育委員会へ提出してください。

1	奨学金貸与申請書 (様式第1号)	奨学生志願者が記入してください。
2	奨学生調査書【様式第2号】 (各学年の成績が記載された成績証明書での代用可)	【1年生・申請時に在学していない人】 直近に卒業した学校に依頼 【2年生以上】 在学している学校に依頼
3	世帯全員の住民票 ( <u>本籍・続柄等が記載されたもの</u> )	各総合支所市民サービス課で交付 (同一生計で別居しているものがある場合、その者の住民票含む)
4	市・県民税所得課税証明書 ※ <u>申請時に取得できる最新のもの</u>	各総合支所市民サービス課で交付 世帯の中で所得がある方全員分(年金受給者も含む)の証明書が必要となります。ただし、学生の分は除きます。
5	その他教育委員会が必要と認める書類	必要に応じて、別途提出していただく場合があります。

注:奨学金の貸与が決定された場合は連帯保証人を2人立てていただきます。

(連帯保証人については、5ページをご覧ください。)

## 6 採用方法について

栗原市奨学生選考委員会を開催し、下記の基準等を参考に判定して決定します。

### (1) 学力基準

在学する学校における学業成績の評定平均値が3以上であること。ただし、疾病等のため一時的に低下した場合は、事情等を考慮いたします

### (2) 人物基準

学校内外の生活を通じて、規則を重んじ、向学心に富み、広い視野と強い意志を持つと認められ、将来良識ある社会人として活動できる見込みのあるものが条件となり、学校長作成の調査書(成績等証明書)により判定します。

### (3) 家計基準

本人の属する世帯の1年間の認定所得金額が「別表1」の基準金額以下であることが条件となります。



審査所得金額から特別控除額を控除して算出した金額

#### ① 世帯の基準金額

別表1 (基準金額)

世帯人員	基準金額
1人	143万円
2人	229万円
3人	264万円
4人	286万円
5人	307万円
6人	325万円
7人	341万円
8人以上	(世帯人員 - 7) × 16万円 + 341万円

※世帯人員:同居、別居を問わず、本人・家計支持者・家計支持者の扶養親族及びこれに準ずると認められる方で、単に家族の構成人数ではない。

#### ② 審査所得金額

家計支持者各人の収入の種類別に、1年間の総収入額から必要経費(給与収入等の場合にあっては、「別表2」に掲げる額)を控除した額。

$$\boxed{\text{収入}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{審査所得金額}}$$

別表2 (給与収入の控除額)

総収入金額	控除金額
329万円以下	総収入額と同額
329万円を超え 400万円以下	年間総収入金額 × 0.2 + 263万円
400万円を超え 878万円以下	年間総収入金額 × 0.3 + 223万円
878万円超	486万円

※控除金額は、1万円未満四捨五入

③ 特別控除額

世帯の状態により控除することを認められる「別表3」に掲げる額。

別表3 (特別控除額)

世帯の状況	特別控除額				
母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯 (児童、生徒、学生 1人につき)	小学校	8万円			
	中学校	16万円			
		自宅通学区	自宅外通学		
	高等学校	国公立	28万円	47万円	
		私立	41万円	60万円	
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円	
		私立	60万円	80万円	
	大学(短大)	国公立	59万円	102万円	
		私立	101万円	144万円	
	専修学校	高等課程	国公立	17万円	27万円
			私立	37万円	46万円
専門課程		国公立	22万円	62万円	
		私立	72万円	112万円	
東北職業能力開発大学校	59万円	102万円			
障害者のいる世帯	1人につき86万円				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため、特別支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
長期に療養を必要とする者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	前年から申し込み時までには被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間額				

④ 算出

(例)父、母、祖父に収入がある場合 ※父の収入:①給与、②農業

父の収入①	-	必要経費	=	父の審査所得金額	… A
父の収入②	-	必要経費	=	父の審査所得金額	… B
母の収入	-	必要経費	=	母の審査所得金額	… C
祖父の収入	-	必要経費	=	祖父の審査所得金額	… D

A+B+C+D = 世帯合計審査所得金額 … E

E - 特別控除額(別表3) = 認定所得金額 ≤ 基準金額

※採用人数には限りがありますので、選考結果によっては貸与できない場合もあります。

※選考委員会の結果は、直接本人に通知いたします。

## 7 貸与手続きについて

奨学金の貸与が決定された方(奨学生)は、下記の書類を栗原市教育委員会へ提出してください。

1	誓約書(様式第4号)	・奨学金の貸与が決定された方(奨学生)が署名してください。 ・連帯保証人となられる方は、奨学生の保護者1人、宮城県内に住所を有し、奨学生及び保護者と別世帯の方(独立生計を営む方)1人となります。 ・連帯保証人の欄は、それぞれ署名のうえ実印を捺印してください。
2	借用証書(様式第5号)	・正規の修業年限に貸与を受ける金額を正しく記入してください。 ・奨学生の欄は署名してください。 ・連帯保証人の欄は、それぞれ署名のうえ実印を捺印してください。
3	印鑑登録証明書	連帯保証人(2人分)の印鑑登録証明書をそれぞれ1通添付してください。
4	奨学資金振込依頼書	・奨学生本人名義の口座を記入してください。 (奨学生本人以外の口座には、振込できません。)
5	在学証明書	・4月に入学した方は、入学した学校、在学中の方は、在学している学校に証明書の発行を依頼してください。(学生書の写し不可)
6	その他教育委員会が必要と認める書類	必要に応じて、別途提出していただく場合があります。

注:奨学生となったのち、貸与が不要となった場合には、辞退することもできます。

## 8 貸与方法について

奨学資金の貸与は、四半期毎に奨学生本人名義の指定口座に振込みます。

1回目(4月～6月分)を4月下旬

2回目(7月～9月分)を7月上旬

3回目(10月～12月分)を10月上旬

4回目(1月～3月分)を1月上旬

## 9 貸与の取り消し・停止について

奨学生が次の事項に該当する場合は、貸与の決定の取り消し又は貸与停止となります。

- (1)退学したとき
- (2)家計が好転したなど貸与を必要としない事由が生じたとき
- (3)学業成績又は素行が不良となったとき
- (4)保護者が栗原市外に転住したとき
- (5)著しい成績不良など貸与が適当でないと認められるとき
- (6)休学したとき

注：休学した場合、その月から復学する月までの間、貸与が停止されますが、その停止された理由がなくなると認められたときは、貸与を復活することができます。

## 10 各種届出(貸与篇)について

次のような場合には、それぞれ届出書を栗原市教育委員会へ提出してください。

連帯保証人を変更する場合	奨学金貸与に係る保証人変更届出書 (様式第6号)
奨学金の貸与金額を増額 又は減額したい場合	奨学金額変更届出書(様式第8号) 注：学校種別にあった貸与月額(1頁)が 限度となります。
奨学金の貸与を辞退したい場合 (学校を退学した場合など)	奨学金貸与決定辞退届出書 (様式第9号)
学校を休学した場合	奨学金交付停止届出書(様式第10号)
休学していた奨学生が、復学した場合	奨学金再交付申請書(様式第11号)



# 奨学金償還者の皆さんへ

栗原市奨学金は、貸与した奨学金が償還されて、次の奨学生に貸与する財源となっております。言い換えれば、“借りたものは返す”という当然のことが、当然に行われて成り立っている制度です。

奨学生によっては、毎年の償還金が高額になることもあり、効率的な償還計画を立てないと、償還が難しくなることもあります。

しかし、経済的な理由により修学することが困難な後輩奨学生のためにも必ず約束どおりの方法で、遅れがないよう貸与額(元金)の償還をお願いします。

栗原市教育委員会では、償還金に関するご相談も受け付けておりますので、ご連絡ください。

なお、この手引きは、償還に関する説明も記載されておりますので、償還が終了するまで大切に保管してください。

## ～次のことを必ず守ってください～

### ○納付期限を守りましょう！！

奨学生が立てた償還計画に基づき、月賦(毎月)、半年賦(年2回)、年賦(年1回)に関わらず、4月中旬にすべての納入通知書(口座振替の場合には、納付案内文書のみ)を送付しますので、必ず各納期限内に納入してください。

### ○氏名、住所等が変わったら連絡をしましょう！！

事前に提出された書類の氏名、住所、連帯保証人などに変更があった場合には、栗原市教育委員会へ連絡をしてください。連絡がないと奨学金に関するお知らせや納入通知書が送付できなくなり、スムーズな償還ができなくなりますので、変更が生じたら必ず栗原市教育委員会へ連絡をしてください。

### ○領収書等は大切に保管しましょう！！

納入通知書で納付された場合には、金融機関から領収印を押印された領収書を必ず受け取ってください。領収書は、支払いを証明する大変重要な証拠となりますので、大切に保管してください。

なお、コンビニエンスストアで納入された場合には、領収印を押印された領収書とレシートを必ず受け取って、大切に保管してください。

# 1 償還方法について

奨学資金は無利子です。正規の修業年限が終了した、1年後から償還開始となり、10年以内に貸与額(元金)を月賦、半年賦、年賦を選択し、口座振替か納入通知書により納付してください。また、事前に提出いただく奨学金償還明細書(借用証書裏面に有)に従い、償還していただくこととなりますので、効率的な償還計画を立ててください。

## (1) 口座振替による納付について

口座振替による納付は「栗原市口座振替依頼書兼貯金自動振込利用申込書」を栗原市内各金融機関窓口にて提出することで、口座振替開始となります。(口座振替開始月については、申込書提出時に金融機関窓口にてご確認ください。)

・口座振替の取扱い金融機関は、七十七銀行、仙台銀行、新みやぎ農業協同組合、仙北信用組合、ゆうちょ銀行、東北労働金庫、一関信用金庫、岩手銀行一関支店をご利用いただけます。県内にお住まいでない奨学生はゆうちょ銀行をご利用ください。

・栗原市では納め忘れによる未納にならないように口座振替を推奨しております。納付の手間がなく、手続きの簡単な口座振替をご利用ください。

・口座振替日は各月末(月末が土・日・祝日の場合には翌月の最初の平日)となりますので振替不能にならないように口座の残高等をご確認ください。

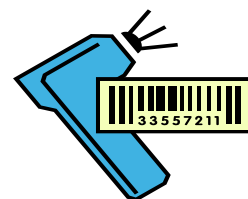
・口座振替による支払いは、月1回となり、複数回分の引き落としはできません。

## (2) 納入通知書による納付について

栗原市教育委員会から送付される納入通知書を持参の上、金融機関又はコンビニエンスストア(納入通知書裏面記載)で納付してください。納入通知書には納期限が記載されておりますので、必ず各納期限内に納付してください。納入通知書を紛失された場合には、再発行いたしますので、ご連絡ください。

### ～コンビニ納付をするためには下記の点にご注意ください～

- ★コンビニで使用できる納入通知書は、納付書にバーコードが印刷されており、バーコードがない納入通知書では、コンビニで納めることができませんので、ご確認ください。
- ★納付できるコンビニは、栗原市内にあるすべての店舗のほか、全国どこの店舗でも納めることができます。詳細は納入通知書裏面をご覧ください。納付手数料もかかりません。
- ★納入通知書に記載されている納期限を過ぎるとコンビニで納めることはできませんので、ご注意ください。 また、破損などによりバーコードを読み取れない納入通知書や金額を訂正した納入通知書、延滞金欄に金額を記入している納入通知書、1件の納付金額が30万円を越える納入通知書は、コンビニで納付できませんので、その場合には納入通知書裏面に記載されている金融機関で納付してください。
- ★納入通知書は、領収済通知書、納付書原符、領収書という券片にミシン目が入っています。コンビニで納付する際は、領収印を押印された領収書とレシートを受け取ってください。 領収書等は支払いを証明する大変重要なものになりますので、大切に保管してください。



## 2 各種届出(償還篇)について

次のような場合には、それぞれ届出書を栗原市教育委員会へ提出してください。

10年以内の償還期間内で繰り上げまたは繰り下げて償還する場合	奨学金償還方法変更申請書 (様式第12号)
以下の事由等により償還の猶予を希望する場合 ・学校に進学するため。 例)高校→専門学校、大学(短大) ・疾病、災害等により償還が困難なため。	奨学金償還猶予申請書 (様式第14号)
奨学生が死亡した場合	奨学金償還免除申請書 (様式第16号)
奨学生及び連帯保証人の 氏名・住所(本籍)等を変更した場合	奨学生等現況変更届出書 (様式第18号)
連帯保証人を変更する場合	奨学金貸与に係る保証人変更届出書 (様式第6号)

## よくある質問 Q&A

**Q** 奨学生等と別世帯(独立生計)の連帯保証人は、宮城県内に居住している人でなければなりませんか？

**A** そのとおりです。奨学生等と別世帯(独立生計)の連帯保証人は宮城県内居住の方となります。

**Q** 専門学校は、奨学金を借りることはできますか？

**A** 専門学校の高等課程及び専門課程の方にお貸しできます。なお、学校は公立私立、県内外問いません。

**Q** 栗原市以外から奨学金を借りることになりましたが、同じ期間に栗原市の奨学金を借りることはできますか？

**A** 他の機関の奨学金が併用利用を可能としていれば、お貸しすることができます。

**Q** 父や母の口座に奨学金を振込みできますか？

**A** できません。奨学生本人の口座にのみ振込みとなります。

**Q** 学校を退学して、奨学金が不要になりましたが、どうすればよいですか？

**A** 貸与を停止いたしますので、学校の退学の手続きと同時に栗原市教育委員会へご連絡をお願いいたします。手続きとして、「奨学金貸与決定辞退届出書(様式第9号)」を栗原市教育委員会へ提出してください。

**Q** 現在、償還中ですが、残りの償還金を一括して支払うことは可能ですか？

**A** 可能です。手続きとして、「奨学金償還方法変更申請書(様式第12号)」を栗原市教育委員会へ提出してください。申請書に基づき、償還残額分の納入通知書を送付いたしますので、金融機関にて納付してください。

**Q** 病気で入院しているため、償還が経済的に苦しくなったので、償還を待っていただけますか？

**A** 償還を猶予することができます。災害、病気、負傷など又は更に学校へ進学するなど特別な理由で一時的に償還が困難な場合には、償還の猶予をすることができますので、「奨学金償還猶予申請書(様式第14号)」とその理由を証明する書類を添えて栗原市教育委員会へ申請してください。内容を審査した後、本人へ償還猶予可否決定通知書を送付いたします。

**Q** 住所を変更する場合には、手続きが必要ですか？

**A** 必要です。住所だけでなく、氏名、連帯保証人など事前に提出された書類の記載事項に変更が生じた場合には、変更内容により各書類を送付いたしますので、お手数をおかけいたしますが、再度ご提出をお願いいたします。

**Q** 納入通知書をなくしてしまいました。再発行できますか？

**A** 再発行できます。栗原市教育委員会へご連絡をお願いいたします。

# 栗原市民憲章

(平成十九年九月一日制定)

このまちに生き このまちを愛し このまちを誇りとする私たちは  
輝かしい未来を信じ 知恵と力を集め 夢と活力のあるまちをつくりまします

まなぐ 眼 光を見つめ

足 大地を踏んまえ

あした 手 明日をぎっちり押さえ

あ 腹ん中 熱つつぐ熱つつぐ

ひて 額こびに広がる宇宙

あまか 天駘ける駒にまたがり

われらいま風を切って走る

令和5年10月 改訂

## 【お申込み・お問い合わせ先】

〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖200番地 金成分庁舎

宮城県栗原市教育委員会 教育部教育総務課総務係

電話 0228-42-3511 FAX 0228-42-3518

E-MAIL [kyoikusomu@kuriharacity.jp](mailto:kyoikusomu@kuriharacity.jp)

